

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年10月18日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり） 三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年10月19日から平成31年4月18日まで) 三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり） 1兆円を上限とします。 三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

以下、上記のファンドを総称して「当ファンド」もしくは「各ファンド」といいます。また、「三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）」を「Aコース」、「三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）」を「Bコース」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「G株式A」、「G株式B」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

無手数料です。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2018年10月19日から2019年4月18日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集
ありません。

八 クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用
ありません。

二 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、グローバル株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を組み入れることにより、実質的に日本を含む世界各国の株式に投資し、信託財産の中長期的な安定成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 当ファンドには以下の2つのコースがあります。

「Aコース」は、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクを回避することを基本とします。

「Bコース」は、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

ハ 上記の2つのコースは、それぞれ中長期的に以下の指数を上回る投資成果を目指した運用を行います。

「Aコース」：MSCIワールドインデックス（配当込み、円ヘッジベース）

「Bコース」：MSCIワールドインデックス（配当込み、円ベース）

ニ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ホ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類表

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファンド	あり （フルヘッジ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 （ ）	中南米		
不動産投信		アフリカ		
その他資産 （投資信託証券（株 式一般））		中近東（中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 （ ）	中南米		
不動産投信		アフリカ		
その他資産 （投資信託証券（株 式一般））		中近東（中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型		エマージング		

資産配分変更型			
---------	--	--	--

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

- | | |
|------------|--|
| 2000年7月24日 | 信託契約締結、設定、運用開始。
(設定時の委託会社は住友ライフ・インベストメント株式会社) |
| 2001年9月27日 | 「SLIグローバル株式オープン Aコース(為替ヘッジあり)」、
「SLIグローバル株式オープン Bコース(為替ヘッジなし)」から、それぞれ「住友ライフ・グローバル株式年金ファンド Aコース(為替ヘッジあり)」、「住友ライフ・グローバル株式年金ファンド Bコース(為替ヘッジなし)」に名称を変更。 |
| 2002年12月1日 | 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。「住友ライフ・グローバル株式年金ファンド Aコース(為替ヘッジあり)」、「住友ライフ・グローバル株式年金ファンド Bコース(為替ヘッジなし)」から、それぞれ「三井住友・グローバル株式年金ファンド Aコース(為替ヘッジあり)」、「三井住友・グローバル株式年金ファンド Bコース(為替ヘッジなし)」に名称を変更。 |

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

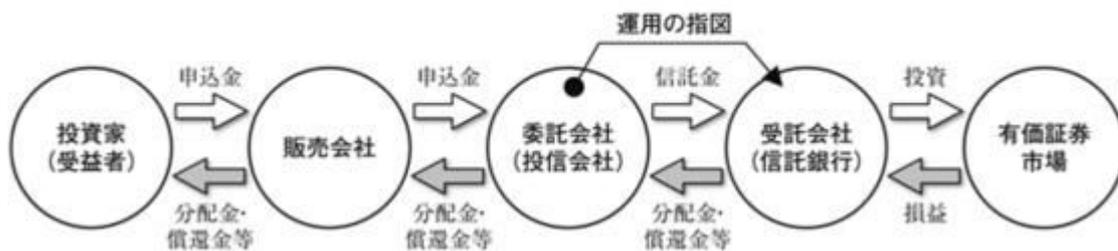
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

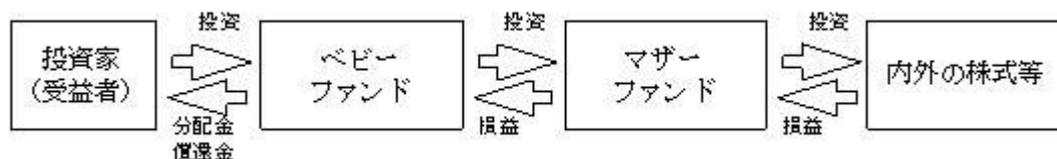
委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（2018年8月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 1985年 7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年 2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年 6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年 1月 1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年 2月 5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年 1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月 1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年 4月 1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

（2018年8月31日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528	20.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンドを組み入れることにより、実質的に日本を含む世界各国の株式に投資し、信託財産の中長期的な安定成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主としてマザーファンド受益証券に投資し、中長期的にそれぞれ以下の指数を上回る投資成果を目指して運用を行います。

「Aコース」：MSCIワールドインデックス(配当込み、円ヘッジベース)

「Bコース」：MSCIワールドインデックス(配当込み、円ベース)

(ロ) 実質外貨建資産については、それぞれ以下の対応を行うものとします。

「Aコース」：原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクを回避することを基本とします。

「Bコース」：原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ハ) マザーファンド受益証券等への投資を通じて、実質的に次のような運用を行います。

a. 主として日本を含む世界各国の株式に投資します。

b. 社内エコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリーサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない成長性などの投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。

c. 地域配分については、マクロ見通しに基づきトップダウンで決定します。

d. 業種配分は、マクロ分析に基づくトップダウン的分析と、個々の産業セクター分析の組み合わせにより行います。

e. 個別銘柄の選択は、社内アナリストの調査内容を活用します。

ファンドの特色

1

日本を含む世界各国の株式に投資し、中長期的にそれぞれ以下の指数を上回る投資成果を目指して運用を行います。

Aコース：MSCIワールドインデックス（配当込み、円ヘッジベース）

Bコース：MSCIワールドインデックス（配当込み、円ベース）



MSCIワールドインデックスとは

MSCI Inc.が開発した指数で、日本を含む世界23の主要国・地域で構成されています。2018年8月末現在の構成国・地域は、以下の通りです。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ

※同インデックスに関する知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。
また、同社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

*販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2

実質外貨建資産については、それぞれ以下の対応を行うものとします。

Aコース：原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクを回避することを基本とします。

Bコース：原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

3

マザーファンド等への投資を通じて、実質的に次のような運用を行います。

- 主として日本を含む世界各国の株式に投資します。
- 委託会社内のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリーサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない成長性などの投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。
- 地域配分については、マクロ見通しに基づきトップダウンで決定します。
- 業種配分は、マクロ分析に基づくトップダウン的分析と、個々の産業セクター分析の組み合わせにより行います。
- 個別銘柄の選択は、委託会社内のアナリストの調査内容を活用します。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入を通じて、実際の運用を行います。



MSCIワールドインデックスの推移



(注1) データは、1998年8月末～2018年8月末(日次)。1998年8月末を100として指数化。

(注2) 「配当込み、円ヘッジベース」はMSCIワールド・インデックス(配当込み、円ヘッジベース)、「配当込み、円ベース」はMSCIワールド・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社が円換算した指数。

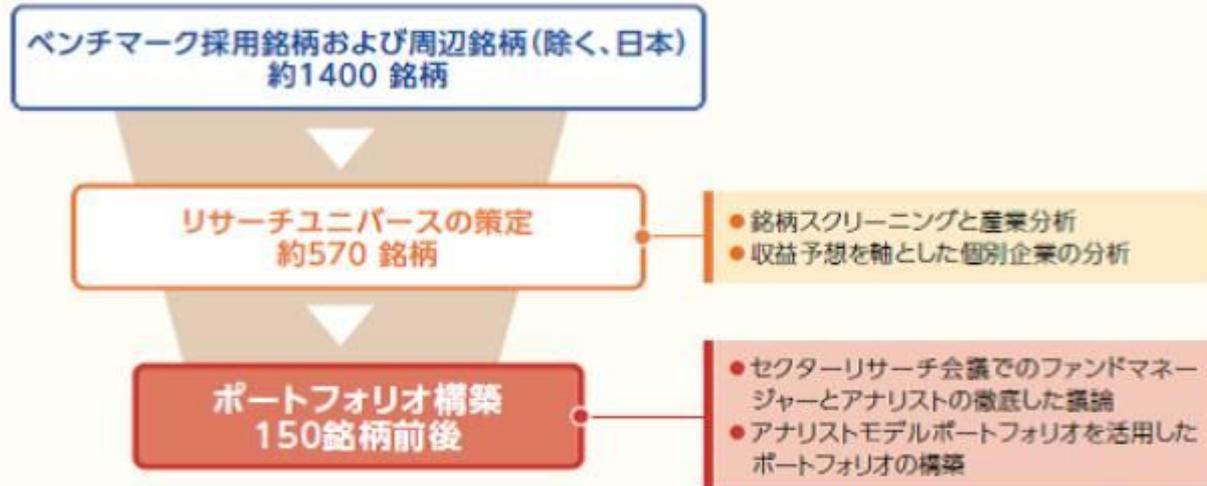
(出所) MSCI Inc.等のデータを基に委託会社作成

※グラフ・データは、上記指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

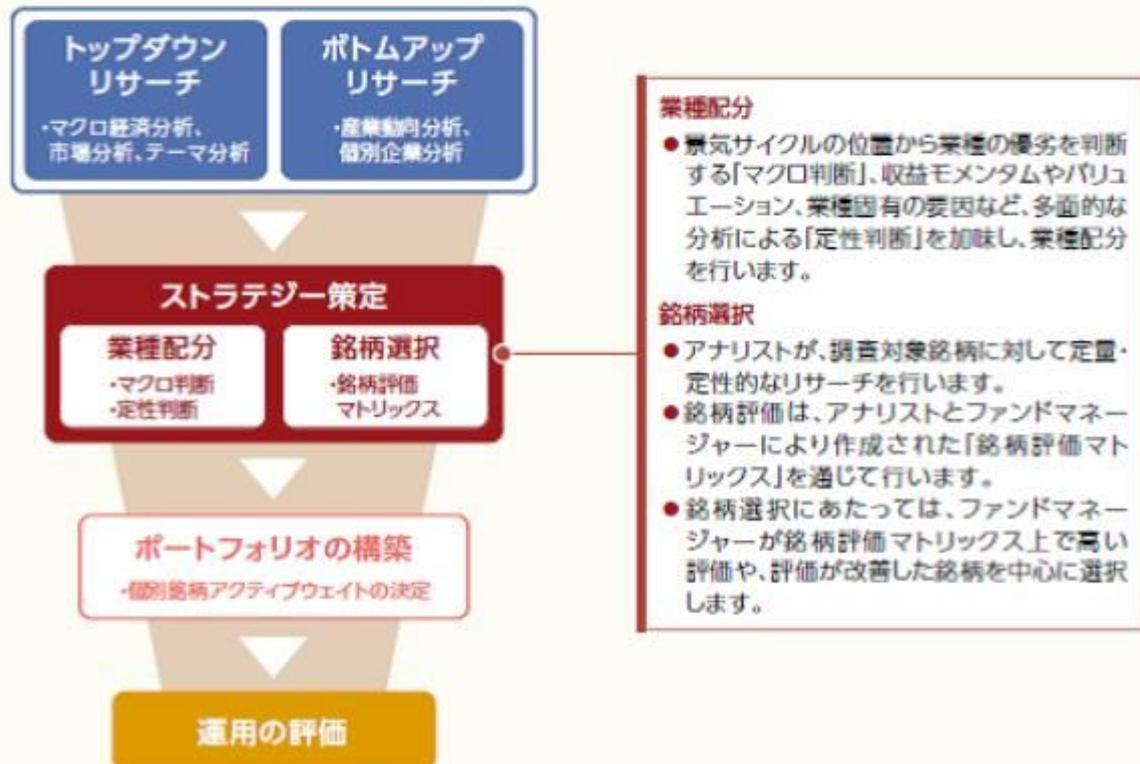
運用プロセス(グローバル株式マザーファンド)

- 外国株式と日本株式について、それぞれ別のファンドマネージャーが銘柄選定を行いポートフォリオを構築します。
- 外国株式と日本株式の配分割合は、各資産・通貨の相対評価をもとに決定されます。

〔 外国株式 〕



〔 日本株式 〕



※ 上記の運用プロセスは2018年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

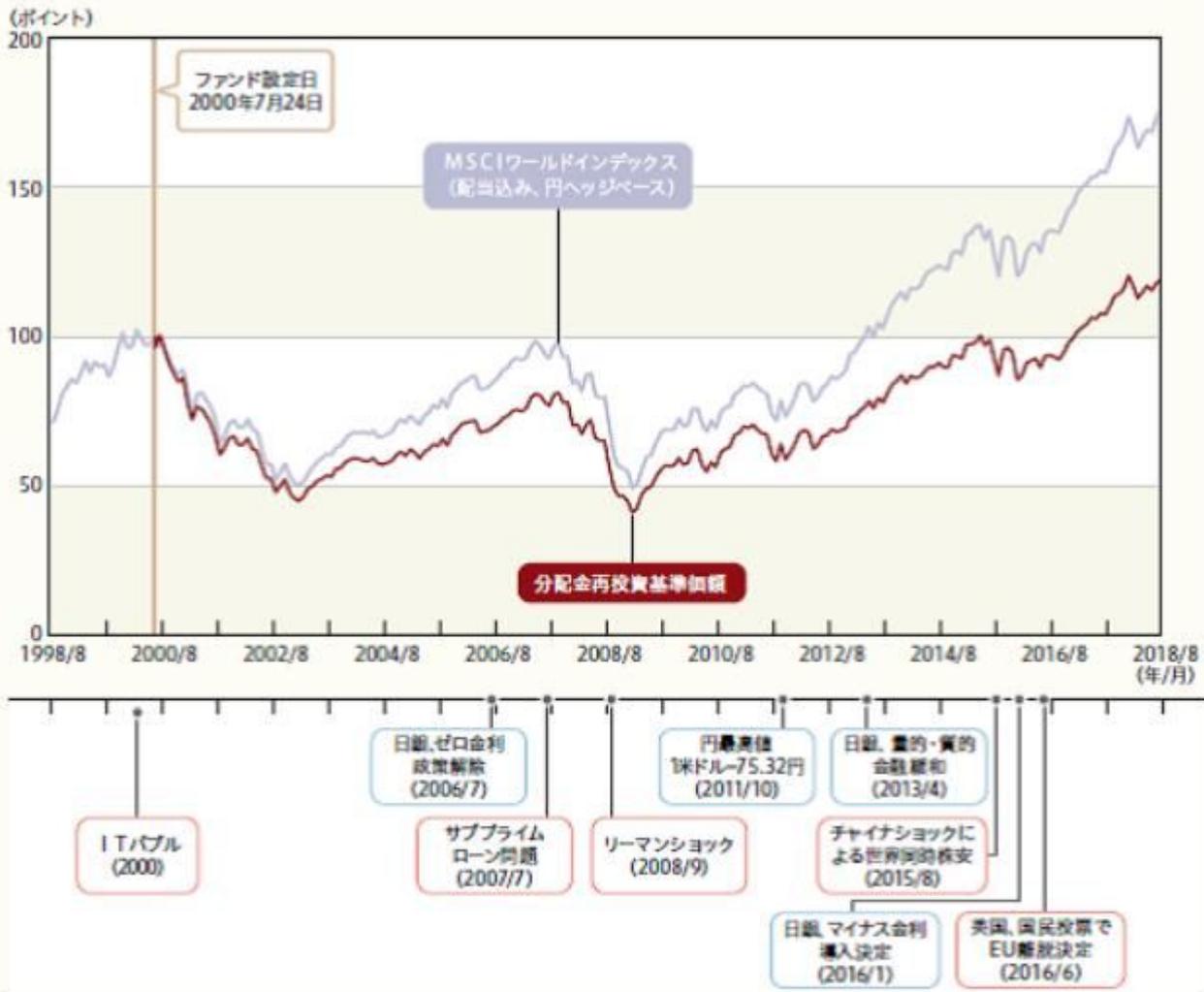
ベンチマークおよび分配金再投資基準価額の推移

■三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース(為替ヘッジあり)

・以下のグラフは、ファンドの値動きのイメージをつかんでいただくため、ベンチマーク(MSCIワールドインデックス(配当込み、円ヘッジベース))およびファンドの分配金再投資基準価額の推移と国内外の主要な出来事を合わせて記載したものです。

・分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

・ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



※データは1998年8月末～2018年8月末。ファンド設定時を100として指数化。

※ベンチマーク(MSCIワールドインデックス(配当込み、円ヘッジベース))の著作権、知的所有権、その他一切の権利は発行者、許諾者が有しています。これら発行者、許諾者は当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

分配金再投資基準価額とは

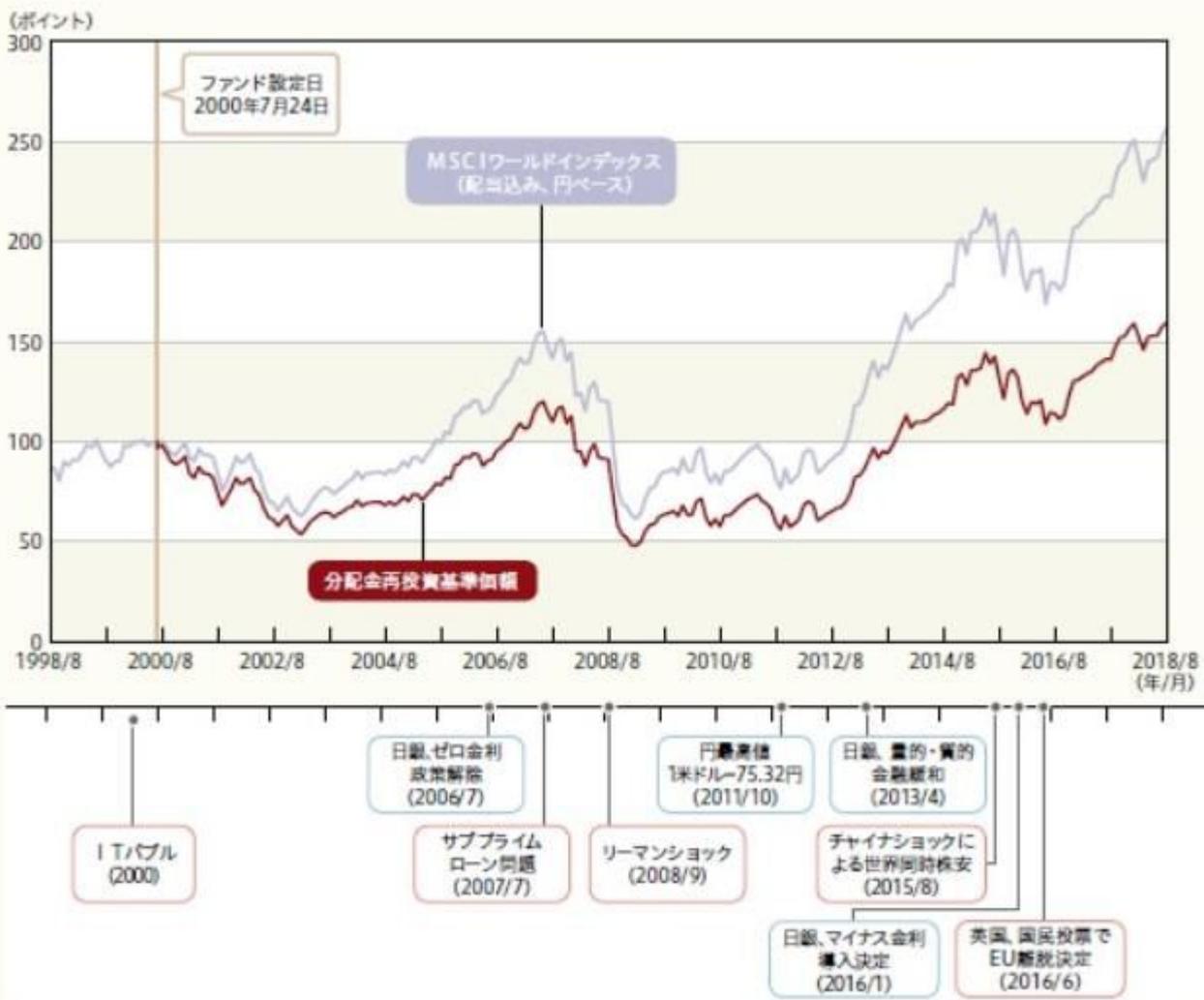
分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したと仮定して計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示します。

■三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

・以下のグラフは、ファンドの値動きのイメージをつかんでいただくため、ベンチマーク(MSCIワールドインデックス(配当込み、円ベース))およびファンドの分配金再投資基準価額の推移と国内外の主要な出来事を合わせて記載したものです。

・分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

・ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



※データは1998年8月末～2018年8月末。ファンド設定時を100として指数化。

※ベンチマーク(MSCIワールドインデックス(配当込み))の著作権、知的所有権、その他一切の権利は発行者、許諾者が有しています。これら発行者、許諾者は当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．デリバティブ取引にかかる権利
- 3．金銭債権
- 4．約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 5. コマーシャル・ペーパー
 6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 11. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
 12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第4号までの証券および第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

(イ) 計画 (Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

(ロ) 実行 (Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

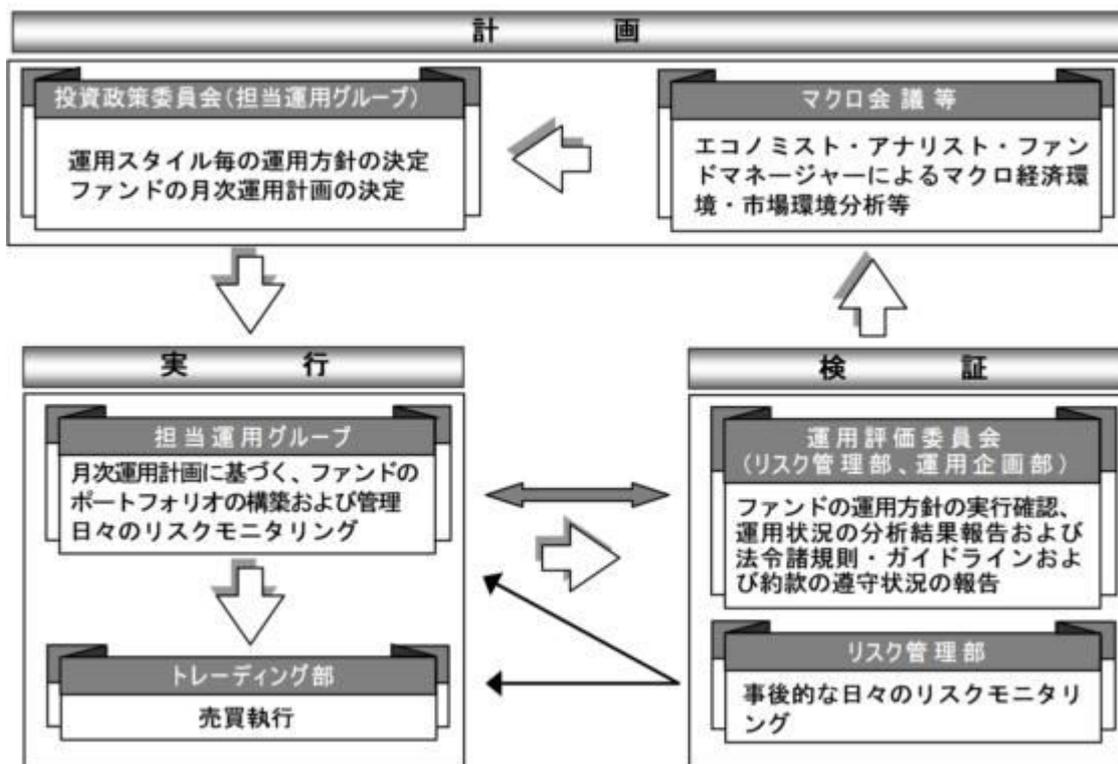
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

(ハ) 検証 (Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は11名程度、運用企画部は11名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4) 【配分方針】

毎年1回(原則として1月23日。休業日の場合は翌営業日となります。)決算を行い、以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ロ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、前記「(1)投資方針」に基づいて運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

(5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ハ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- イ 投資する株式等の範囲
 - (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。
- ロ 信用取引の指図範囲
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ハ 先物取引等の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ヘ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のス

ワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

チ 外国為替予約の指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

リ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

ヌ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：グローバル株式マザーファンドの投資方針等）

（1）投資方針等

イ 基本方針

日本を含む世界各国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な安定成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として日本を含む世界各国の株式に投資し、中長期的にMSCIワールド・インデックス（配当込み、円ベース）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

a. 社内エコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない成長性などの投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。

b. 地域配分については、マクロ見通しに基づきトップダウンで決定します。

c. 業種配分は、マクロ分析に基づくトップダウン的分析と、個々の産業セクター分析の組み合わせにより行います。

d. 個別銘柄の選択は、社内アナリストの調査内容を活用します。

（ロ）外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行わないものとします。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第16号）に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（ハ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に内外の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「Aコース」については実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避すること

はできません。)。

(二) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ホ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(ト) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(チ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

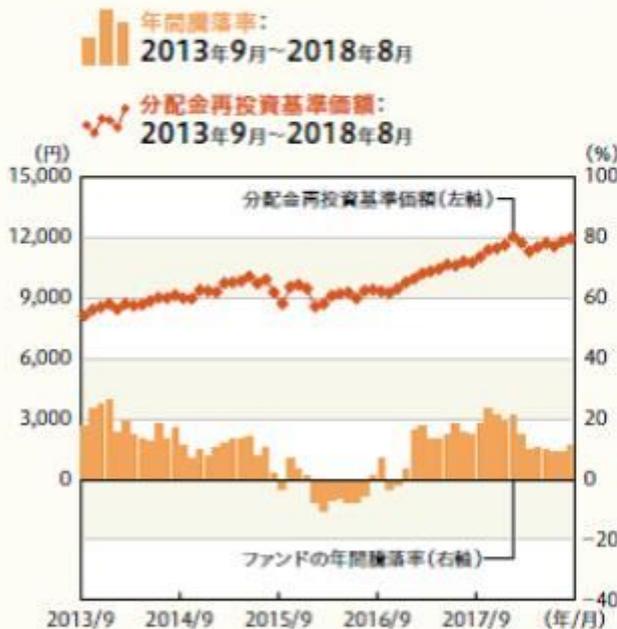
リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部およびコンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

■三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

■三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX (配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が発行した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が発行した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが発行、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

無手数料です。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年1.62%（税抜き1.5%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き） >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.72%	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.68%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.1%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、「Aコース」は年961,200円（税抜き890,000円）を上限として、「Bコース」は年253,800円（税抜き235,000円）を上限として、日割りした金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

- イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

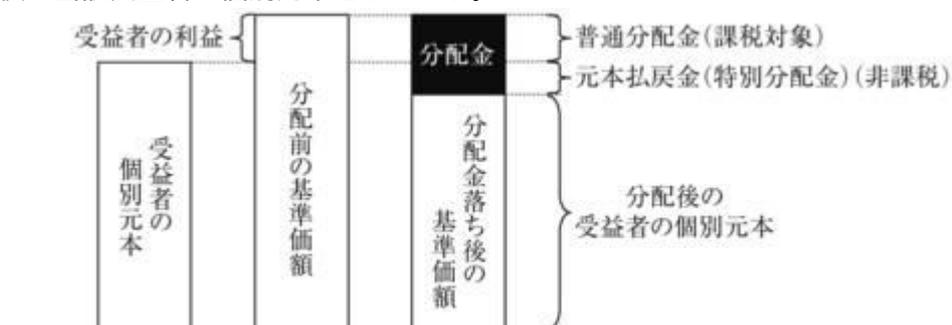
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記にかかわらず、確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける収益分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2018年8月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

2018年 8月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,056,399,872	99.53

現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,730,864	0.47
合計(純資産総額)		2,066,130,736	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。
その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建		1,913,046,880	92.59

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース(為替ヘッジなし)

2018年 8月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,031,204,373	99.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		17,351,511	0.57
合計(純資産総額)		3,048,555,884	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース(為替ヘッジあり)

イ 主要投資銘柄

2018年 8月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式マザーファンド	963,139,840	2.1454	2,066,320,213	2.1351	2,056,399,872	99.53

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2018年 8月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.53
合計	99.53

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース(為替ヘッジなし)

イ 主要投資銘柄

2018年 8月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	グローバル株式マザーファンド	1,419,701,360	2.1515	3,054,508,377	2.1351	3,031,204,373	99.43

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2018年 8月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.43
合計	99.43

【投資不動産物件】

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

2018年 8月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	13,124,000.00	1,451,048,498	1,455,582,840	70.44
	ユーロ	売建	2,349,000.00	302,263,682	304,336,440	14.72
	英ポンド	売建	1,060,000.00	151,099,714	153,127,600	7.41

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9期 (2009年 1月23日)	2,757,556,627	2,757,556,627	4,365	4,365
第10期 (2010年 1月25日)	3,262,333,357	3,262,333,357	5,815	5,815
第11期 (2011年 1月24日)	3,853,555,719	3,853,555,719	6,755	6,755
第12期 (2012年 1月23日)	3,237,014,224	3,237,014,224	6,411	6,411
第13期 (2013年 1月23日)	3,595,919,011	3,595,919,011	7,237	7,237
第14期 (2014年 1月23日)	3,699,615,996	3,699,615,996	8,736	8,736
第15期 (2015年 1月23日)	2,679,697,565	2,679,697,565	9,343	9,343
第16期 (2016年 1月25日)	1,190,941,697	1,190,941,697	8,621	8,621
第17期 (2017年 1月23日)	1,501,030,155	1,501,030,155	9,866	9,866
第18期 (2018年 1月23日)	1,975,705,889	1,975,705,889	12,171	12,171
2017年 8月末日	1,712,374,771		10,743	
9月末日	1,765,469,983		11,024	
10月末日	1,830,106,623		11,365	
11月末日	1,846,143,729		11,446	
12月末日	1,879,493,823		11,610	
2018年 1月末日	1,968,781,434		12,046	
2月末日	1,917,332,844		11,722	
3月末日	1,860,939,013		11,292	
4月末日	1,887,117,565		11,505	
5月末日	1,958,785,732		11,701	
6月末日	1,950,609,222		11,553	
7月末日	2,025,038,955		11,790	
8月末日	2,066,130,736		11,934	

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9期 (2009年 1月23日)	910,990,596	910,990,596	4,682	4,682
第10期 (2010年 1月25日)	1,410,310,799	1,410,310,799	6,526	6,526
第11期 (2011年 1月24日)	1,608,128,032	1,608,128,032	6,951	6,951
第12期 (2012年 1月23日)	1,503,872,385	1,503,872,385	6,164	6,164
第13期 (2013年 1月23日)	2,001,505,884	2,001,505,884	7,934	7,934

第14期	(2014年 1月23日)	2,853,229,789	2,853,229,789	11,274	11,274
第15期	(2015年 1月23日)	2,697,806,633	2,697,806,633	12,969	12,969
第16期	(2016年 1月25日)	1,934,026,115	1,934,026,115	11,795	11,795
第17期	(2017年 1月23日)	2,235,002,583	2,235,002,583	12,995	12,995
第18期	(2018年 1月23日)	2,957,967,888	2,957,967,888	16,304	16,304
	2017年 8月末日	2,530,516,875		14,106	
	9月末日	2,650,960,631		14,752	
	10月末日	2,744,360,718		15,231	
	11月末日	2,770,834,465		15,282	
	12月末日	2,843,276,547		15,659	
	2018年 1月末日	2,908,379,383		15,914	
	2月末日	2,794,705,454		15,258	
	3月末日	2,683,312,060		14,612	
	4月末日	2,803,543,971		15,238	
	5月末日	2,862,468,887		15,287	
	6月末日	2,900,270,882		15,312	
	7月末日	2,984,307,611		15,746	
	8月末日	3,048,555,884		15,955	

【分配の推移】

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第9期	2008年 1月24日～2009年 1月23日	0
第10期	2009年 1月24日～2010年 1月25日	0
第11期	2010年 1月26日～2011年 1月24日	0
第12期	2011年 1月25日～2012年 1月23日	0
第13期	2012年 1月24日～2013年 1月23日	0
第14期	2013年 1月24日～2014年 1月23日	0
第15期	2014年 1月24日～2015年 1月23日	0
第16期	2015年 1月24日～2016年 1月25日	0
第17期	2016年 1月26日～2017年 1月23日	0
第18期	2017年 1月24日～2018年 1月23日	0

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第9期	2008年 1月24日～2009年 1月23日	0
第10期	2009年 1月24日～2010年 1月25日	0
第11期	2010年 1月26日～2011年 1月24日	0

第12期	2011年 1月25日～2012年 1月23日	0
第13期	2012年 1月24日～2013年 1月23日	0
第14期	2013年 1月24日～2014年 1月23日	0
第15期	2014年 1月24日～2015年 1月23日	0
第16期	2015年 1月24日～2016年 1月25日	0
第17期	2016年 1月26日～2017年 1月23日	0
第18期	2017年 1月24日～2018年 1月23日	0

【収益率の推移】

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第9期	36.1
第10期	33.2
第11期	16.2
第12期	5.1
第13期	12.9
第14期	20.7
第15期	6.9
第16期	7.7
第17期	14.4
第18期	23.4
第19期（中間期）	2.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第9期	49.3
第10期	39.4
第11期	6.5
第12期	11.3
第13期	28.7
第14期	42.1
第15期	15.0
第16期	9.1
第17期	10.2
第18期	25.5
第19期（中間期）	3.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第9期	144,579,811	37,964,855
第10期	212,280,170	920,406,449
第11期	313,058,430	218,250,982
第12期	226,346,821	882,137,130
第13期	248,337,189	328,193,868
第14期	237,080,435	971,244,284
第15期	221,365,104	1,588,162,306
第16期	201,070,002	1,687,798,259
第17期	297,109,462	157,137,869
第18期	299,213,142	197,285,674
第19期（中間期）	178,348,579	91,172,102

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第9期	224,994,564	65,536,510
第10期	308,920,561	93,532,231
第11期	273,362,971	120,915,134
第12期	261,382,213	135,027,667
第13期	240,786,328	157,835,638
第14期	271,013,455	263,027,151
第15期	250,522,088	701,008,525
第16期	260,560,035	701,114,402
第17期	257,372,984	177,164,044
第18期	273,294,717	178,928,008
第19期（中間期）	161,175,678	83,711,665

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

グローバル株式マザーファンド

2018年 8月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	3,356,222,153	65.97
	イギリス	348,332,345	6.85
	フランス	257,479,415	5.06
	日本	233,058,280	4.58
	スイス	160,192,382	3.15
	アイルランド	73,937,834	1.45
	香港	73,681,880	1.45
	オランダ	72,686,330	1.43
	ドイツ	63,695,982	1.25
	カナダ	63,080,371	1.24
	イタリア	57,810,940	1.14
	スウェーデン	40,169,328	0.79
	オーストラリア	39,221,858	0.77
	オーストリア	34,862,567	0.69
	ケイマン諸島	24,719,484	0.49
	ルクセンブルグ	23,627,361	0.46
	スペイン	19,724,131	0.39
シンガポール	14,974,822	0.29	
	小計	4,957,477,463	97.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		130,033,950	2.56
合計(純資産総額)		5,087,511,413	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

グローバル株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2018年 8月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,280	19,754.43	124,057,843	24,991.83	156,948,704	3.08
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェア・サービス	1,094	128,773.98	140,878,741	139,318.10	152,414,008	3.00

アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	631	158,201.74	99,825,302	222,384.32	140,324,508	2.76
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	3,580	26,915.97	96,359,194	29,807.39	106,710,468	2.10
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	7,084	14,340.36	101,587,112	13,306.09	94,260,402	1.85
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	26,801	3,532.68	94,679,416	3,443.97	92,301,856	1.81
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	15,620	5,186.59	81,014,682	5,357.53	83,684,687	1.64
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,648	16,125.22	74,950,030	14,987.54	69,662,118	1.37
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	4,022	15,718.29	63,218,965	16,627.90	66,877,427	1.31
アメリカ	株式	ADOBE SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	2,259	22,639.19	51,141,952	29,589.71	66,843,168	1.31
アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	エネルギー	5,017	13,127.02	65,858,276	13,206.14	66,255,227	1.30
アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	10,123	6,536.06	66,164,635	6,492.56	65,724,262	1.29
アメリカ	株式	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア機器・サービス	16,713	3,112.07	52,012,153	3,931.52	65,707,561	1.29
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売	2,515	21,612.67	54,355,887	25,635.97	64,474,489	1.27
アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS COMPANY	各種金融	5,392	10,886.58	58,700,483	11,797.90	63,614,297	1.25
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,336	23,960.50	55,971,737	26,564.44	62,054,535	1.22
アメリカ	株式	DOWDUPONT INC	素材	7,894	8,295.00	65,480,770	7,796.41	61,544,876	1.21
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13,198	4,100.27	54,115,461	4,608.98	60,829,450	1.20
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2,509	28,665.06	71,920,648	24,061.14	60,369,423	1.19
アメリカ	株式	CMS ENERGY CORPORATION	公益事業	10,954	4,939.22	54,104,262	5,498.58	60,231,452	1.18
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	8,089	6,315.67	51,087,511	7,080.45	57,273,792	1.13
アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	3,188	16,674.85	53,159,425	17,708.51	56,454,752	1.11
アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフトウェア・サービス	4,937	10,232.84	50,519,566	11,331.45	55,943,377	1.10
アメリカ	株式	CME GROUP INC.	各種金融	2,906	17,436.38	50,670,141	19,247.80	55,934,132	1.10
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	2,803	20,404.37	57,193,475	19,728.69	55,299,542	1.09
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	10,564	5,206.27	54,999,070	4,992.14	52,737,041	1.04
アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,969	8,181.88	48,837,693	8,472.76	50,573,949	0.99

アメリカ	株式	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	食品・飲料・タバコ	3,680	11,195.39	41,199,060	13,733.67	50,539,941	0.99
アメリカ	株式	MARSH & MCLENNAN COS	保険	5,349	9,203.16	49,227,726	9,335.70	49,936,679	0.98
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,353	9,390.49	50,267,325	9,325.11	49,917,314	0.98

□ 種類別・業種別の投資比率

2018年 8月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.02
		建設業	0.21
		食料品	0.18
		繊維製品	0.07
		パルプ・紙	0.04
		化学	0.27
		医薬品	0.18
		石油・石炭製品	0.06
		ガラス・土石製品	0.07
		鉄鋼	0.07
		非鉄金属	0.02
		機械	0.09
		電気機器	0.66
		輸送用機器	0.41
		精密機器	0.10
		その他製品	0.17
		電気・ガス業	0.11
		陸運業	0.20
		空運業	0.04
		情報・通信業	0.42
卸売業	0.14		
小売業	0.26		
銀行業	0.32		
証券、商品先物取引業	0.03		
保険業	0.10		

	その他金融業	0.04
	不動産業	0.17
	サービス業	0.13
外国	エネルギー	6.50
	素材	5.06
	資本財	7.34
	運輸	1.31
	自動車・自動車部品	1.58
	耐久消費財・アパレル	1.17
	消費者サービス	1.23
	メディア	1.40
	小売	5.67
	食品・生活必需品小売り	1.27
	食品・飲料・タバコ	4.84
	家庭用品・パーソナル用品	0.58
	ヘルスケア機器・サービス	4.17
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.41
	銀行	8.71
	各種金融	4.80
	保険	3.71
	ソフトウェア・サービス	8.92
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.34
	電気通信サービス	0.87
公益事業	3.63	
半導体・半導体製造装置	5.35	
合計		97.44

投資不動産物件

グローバル株式マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

グローバル株式マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

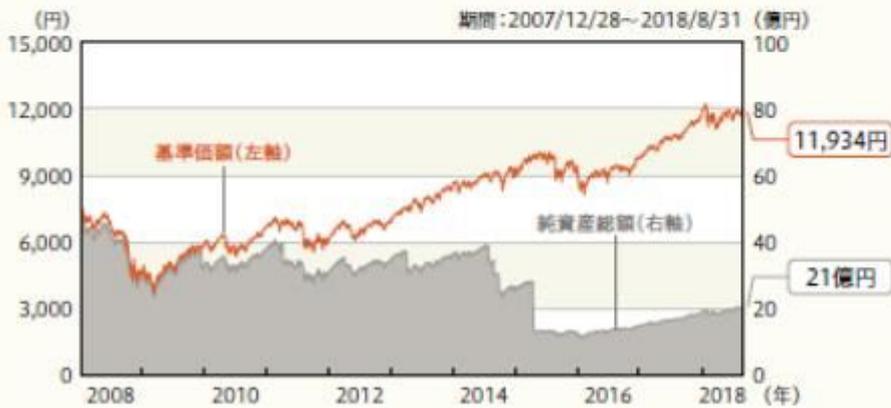
基準日:2018年8月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

■三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）



決算期	分配金
2018年1月	0円
2017年1月	0円
2016年1月	0円
2015年1月	0円
2014年1月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）



決算期	分配金
2018年1月	0円
2017年1月	0円
2016年1月	0円
2015年1月	0円
2014年1月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.47
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式マザーファンド	99.53

■三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.57
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式マザーファンド	99.43

■グローバル株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	65.97
	イギリス	6.85
	フランス	5.06
	日本	4.58
	スイス	3.15
	アイルランド	1.45
	香港	1.45
	その他	8.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.56
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

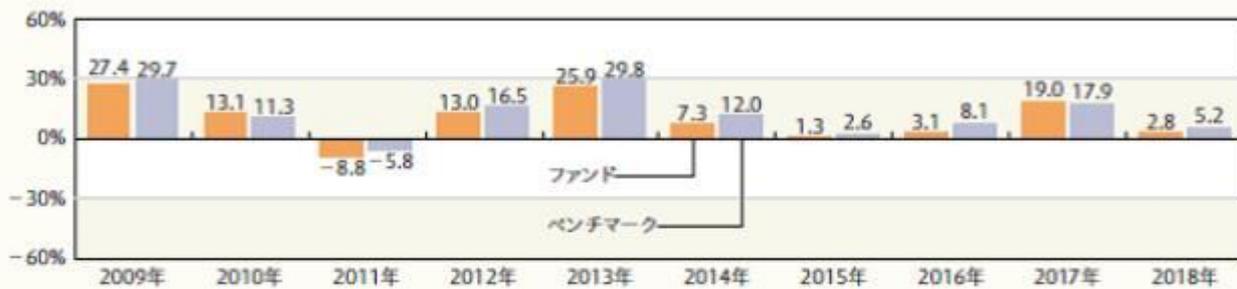
国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.08
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェア・サービス	3.00
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	2.76
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	2.10
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	1.85
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1.81
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	1.64
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.37
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	1.31
アメリカ	株式	ADOBE SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	1.31

※比率は、各ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース(為替ヘッジあり)



■三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース(為替ヘッジなし)



※2018年の収益率は、年初から2018年8月31日までの騰落率を表示しています。

※ベンチマーク〔Aコース〕:MSCI ワールドインデックス(配当込み、円ヘッジベース)〔Bコース〕:MSCI ワールドインデックス(配当込み、円ベース)の情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となりま

す。

八 申込手数料
無手数料です。

二 申込単位
お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先
お申込価額、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所
販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日
取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除

した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

□ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、委託会社(電話:0120-88-2976)にお問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「G株式A」、「G株式B」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2000年7月24日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年1月24日から翌年1月23日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権の口数が30億口を下回ったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異

議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の

指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 . 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 . 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期(平成29年 1月24日から平成30年 1月23日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 （平成29年 1月23日現在）	第18期 （平成30年 1月23日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,933	-
コール・ローン	18,299,792	42,512,008
親投資信託受益証券	1,477,381,592	1,954,613,156
派生商品評価勘定	17,763,424	4,919,116
未収入金	667,786	1,538,399
流動資産合計	1,514,130,527	2,003,582,679
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	164,117	10,306,978
未払解約金	902,301	2,411,915
未払受託者報酬	770,212	978,486
未払委託者報酬	10,783,003	13,698,702
未払利息	53	97
その他未払費用	480,686	480,612
流動負債合計	13,100,372	27,876,790
負債合計		
	13,100,372	27,876,790
純資産の部		
元本等		
元本	1,521,418,638	1,623,346,106
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,388,483	352,359,783
元本等合計	1,501,030,155	1,975,705,889
純資産合計		
	1,501,030,155	1,975,705,889
負債純資産合計		
	1,514,130,527	2,003,582,679

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期		第18期	
	自 至	平成28年 1月26日 平成29年 1月23日	自 至	平成29年 1月24日 平成30年 1月23日
営業収益				
有価証券売買等損益		183,972,474		426,912,155
為替差損益		24,079,260		33,461,633
営業収益合計		208,051,734		393,450,522
営業費用				
支払利息		6,548		16,836
受託者報酬		1,465,995		1,839,236
委託者報酬		20,523,869		25,749,168
その他費用		961,995		963,841
営業費用合計		22,958,407		28,569,081
営業利益又は営業損失（ ）		185,093,327		364,881,441
経常利益又は経常損失（ ）		185,093,327		364,881,441
当期純利益又は当期純損失（ ）		185,093,327		364,881,441
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		10,264,726		16,666,364
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		190,505,348		20,388,483
剰余金増加額又は欠損金減少額		20,920,546		24,533,189
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		20,920,546		1,574,755
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		22,958,434
剰余金減少額又は欠損金増加額		25,632,282		-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		25,632,282		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		20,388,483		352,359,783

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針の注記 ）

項 目	第18期	
	自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>	

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項 目	第17期		第18期	
	（平成29年 1月23日現在）		（平成30年 1月23日現在）	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,521,418,638口		1,623,346,106口	
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	20,388,483円	元本の欠損	
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.9866円	1口当たり純資産額	1.2171円
	(10,000口当たりの純資産額)	9,866円	(10,000口当たりの純資産額)	12,171円

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項 目	第17期		第18期	
	自 平成28年 1月26日 至 平成29年 1月23日		自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日	

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(25,978,592円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(68,973,854円)、および分配準備積立金(99,578,963円)より、分配対象収益は194,531,409円(1万口当たり1,278.61円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(32,324,206円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(307,201,885円)、収益調整金(97,394,245円)、および分配準備積立金(110,724,719円)より、分配対象収益は547,645,055円(1万口当たり3,373.53円)ですが、分配を行っておりません。
----------	--	---

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 (平成30年 1月23日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第17期（自 平成28年 1月26日 至 平成29年 1月23日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	167,156,968円
合計	167,156,968円

第18期（自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	399,064,967円
合計	399,064,967円

（デリバティブ取引に関する注記）

第17期（平成29年 1月23日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	うち1年超	時 価	評 価 損 益
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建	1,378,086,557	-	1,360,487,250	17,599,307
	米ドル	1,036,271,892	-	1,019,640,600	16,631,292
	ユーロ	276,471,262	-	275,339,130	1,132,132
	英ポンド	65,343,403	-	65,507,520	164,117
	合計	1,378,086,557	-	1,360,487,250	17,599,307

第18期（平成30年 1月23日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	うち1年超	時 価	評 価 損 益
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建	1,649,459,208	-	1,654,847,070	5,387,862
	米ドル	1,210,646,686	-	1,205,727,570	4,919,116

	ユーロ	321,581,591	-	328,257,650	6,676,059
	英ポンド	117,230,931	-	120,861,850	3,630,919
	合計	1,649,459,208	-	1,654,847,070	5,387,862

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期

自 平成29年 1月24日

至 平成30年 1月23日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期 (平成29年 1月23日現在)	第18期 (平成30年 1月23日現在)
期首元本額	1,381,447,045円	1,521,418,638円
期中追加設定元本額	297,109,462円	299,213,142円
期中一部解約元本額	157,137,869円	197,285,674円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル株式マザーファンド	904,704,076	1,954,613,156	
	合計	904,704,076	1,954,613,156	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 （平成29年 1月23日現在）	第18期 （平成30年 1月23日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,522	-
コール・ローン	20,941,275	45,435,031
親投資信託受益証券	2,231,664,579	2,935,090,730
未収入金	4,374,739	1,321,410
流動資産合計	2,257,001,115	2,981,847,171
資産合計	2,257,001,115	2,981,847,171
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,385,781	1,796,794
未払受託者報酬	1,099,052	1,463,704
未払委託者報酬	15,386,686	20,491,775
未払利息	61	104
その他未払費用	126,952	126,906
流動負債合計	21,998,532	23,879,283
負債合計	21,998,532	23,879,283
純資産の部		
元本等		
元本	1,719,919,737	1,814,286,446
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	515,082,846	1,143,681,442
元本等合計	2,235,002,583	2,957,967,888
純資産合計	2,235,002,583	2,957,967,888
負債純資産合計	2,257,001,115	2,981,847,171

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期		第18期	
	自	平成28年 1月26日 至 平成29年 1月23日	自	平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日
営業収益				
有価証券売買等損益		244,142,043		631,654,769
営業収益合計		244,142,043		631,654,769
営業費用				
支払利息		1,969		5,659
受託者報酬		2,137,518		2,735,559
委託者報酬		29,925,077		38,297,619
その他費用		254,069		254,373
営業費用合計		32,318,633		41,293,210
営業利益又は営業損失 ()		211,823,410		590,361,559
経常利益又は経常損失 ()		211,823,410		590,361,559
当期純利益又は当期純損失 ()		211,823,410		590,361,559
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()		1,622,189		22,677,543
期首剰余金又は期首欠損金 ()		294,315,318		515,082,846
剰余金増加額又は欠損金減少額		41,916,260		115,624,209
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		41,916,260		115,624,209
剰余金減少額又は欠損金増加額		31,349,953		54,709,629
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		31,349,953		54,709,629
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金 ()		515,082,846		1,143,681,442

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針の注記 ）

項 目	第18期
	自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項 目	第17期	第18期
	(平成29年 1月23日現在)	(平成30年 1月23日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,719,919,737口	1,814,286,446口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2995円 (10,000口当たりの純資産額 12,995円)	1口当たり純資産額 1.6304円 (10,000口当たりの純資産額 16,304円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項目	第17期	第18期
	自 平成28年 1月26日 至 平成29年 1月23日	自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,707,307円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（450,759,993円）、および分配準備積立金（552,420,431円）より、分配対象収益は1,040,887,731円（1万口当たり6,051.93円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,998,426円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（504,338,929円）、収益調整金（565,198,402円）、および分配準備積立金（533,512,788円）より、分配対象収益は1,652,048,545円（1万口当たり9,105.74円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	第18期
	自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

項目	第18期 自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 (平成30年 1月23日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第17期（自 平成28年 1月26日 至 平成29年 1月23日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	243,806,358円
合計	243,806,358円

第18期（自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	615,411,293円
合計	615,411,293円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第17期 （平成29年 1月23日現在）	第18期 （平成30年 1月23日現在）
期首元本額	1,639,710,797円	1,719,919,737円
期中追加設定元本額	257,372,984円	273,294,717円
期中一部解約元本額	177,164,044円	178,928,008円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル株式マザーファンド	1,358,523,828	2,935,090,730	
合計		1,358,523,828	2,935,090,730	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）」、「三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）」は、「グローバル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

グローバル株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	(平成29年 1月23日現在)	(平成30年 1月23日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	663,191	10,427,938
金銭信託	30,080	-
コール・ローン	30,694,968	81,463,381
株式	3,678,074,306	4,799,686,702
派生商品評価勘定	-	55,917
未収入金	4,260,250	100,105,558
未収配当金	2,904,876	2,568,236
流動資産合計	3,716,627,671	4,994,307,732
資産合計	3,716,627,671	4,994,307,732
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	55,551
未払金	2,581,320	101,628,346
未払解約金	5,042,525	2,859,809
未払利息	89	186
その他未払費用	652	36
流動負債合計	7,624,586	104,543,928
負債合計	7,624,586	104,543,928
純資産の部		
元本等		
元本	2,189,131,896	2,263,227,904

	(平成29年 1月23日現在)	(平成30年 1月23日現在)
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,519,871,189	2,626,535,900
元本等合計	3,709,003,085	4,889,763,804
純資産合計	3,709,003,085	4,889,763,804
負債純資産合計	3,716,627,671	4,994,307,732

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成29年 1月24日 至平成30年 1月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年 1月23日現在)	(平成30年 1月23日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,189,131,896口	2,263,227,904口
2. 1単位当たり純資産の額	1.6943円 (10,000口当たりの純資産額 16,943円)	2.1605円 (10,000口当たりの純資産額 21,605円)

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

項目	自 平成29年 1月24日 至 平成30年 1月23日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 1月23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成29年 1月23日現在)

該当事項はありません。

(平成30年 1月23日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	92,054,581	-	92,109,966	55,385
	米ドル	74,731,225	-	74,781,160	49,935
	カナダドル	7,081,288	-	7,083,306	2,018
	英ポンド	10,242,068	-	10,245,500	3,432
	売建	90,003,312	-	90,058,331	55,019
	米ドル	59,052,546	-	59,092,005	39,459
	ユーロ	16,434,529	-	16,447,903	13,374
	英ポンド	8,113,194	-	8,115,912	2,718
香港ドル	6,403,043	-	6,402,511	532	

合計	182,057,893	-	182,168,297	366
----	-------------	---	-------------	-----

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成29年 1月24日

至 平成30年 1月23日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成29年 1月23日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,043,901,025円
同期中における追加設定元本額	415,592,518円
同期中における一部解約元本額	270,361,647円
平成29年 1月23日現在における元本の内訳	
三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース(為替ヘッジあり)	871,971,665円
三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース(為替ヘッジなし)	1,317,160,231円
合計	2,189,131,896円

(平成30年 1月23日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,189,131,896円
同期中における追加設定元本額	342,997,366円
同期中における一部解約元本額	268,901,358円
平成30年 1月23日現在における元本の内訳	

（平成30年 1月23日現在）	
三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）	904,704,076円
三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）	1,358,523,828円
合計	2,263,227,904円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	コムシスホールディングス	1,300	3,205.00	4,166,500	
	大和ハウス工業	1,200	4,566.00	5,479,200	
	関電工	4,000	1,228.00	4,912,000	
	中外炉工業	100	2,590.00	259,000	
	キリンホールディングス	1,000	2,841.50	2,841,500	
	宝ホールディングス	2,600	1,405.00	3,653,000	
	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	800	4,240.00	3,392,000	
	日本たばこ産業	800	3,676.00	2,940,800	
	王子ホールディングス	8,000	783.00	6,264,000	
	昭和電工	1,300	5,340.00	6,942,000	
	信越化学工業	400	12,640.00	5,056,000	
	住友ベークライト	3,000	983.00	2,949,000	
	アイカ工業	800	4,240.00	3,392,000	
	宇部興産	600	3,350.00	2,010,000	
	太陽ホールディングス	500	5,250.00	2,625,000	
	シーズ・ホールディングス	1,200	5,960.00	7,152,000	
	協和発酵キリン	400	2,225.00	890,000	
	武田薬品工業	300	6,621.00	1,986,300	
	あすか製薬	1,200	2,105.00	2,526,000	
	中外製薬	300	5,930.00	1,779,000	
	小野薬品工業	2,200	2,688.00	5,913,600	
	出光興産	1,500	4,355.00	6,532,500	
	J X T Gホールディングス	9,400	760.50	7,148,700	
	東海カーボン	1,700	1,696.00	2,883,200	
	東洋炭素	2,100	3,785.00	7,948,500	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	2,900	2,690.00	7,801,000	
	住友金属鉱山	1,000	5,228.00	5,228,000	
	ツガミ	4,000	1,749.00	6,996,000	
	富士機械製造	1,700	2,419.00	4,112,300	
	ソディック	1,500	1,609.00	2,413,500	

ディスコ	100	27,430.00	2,743,000
オプトラ	2,100	3,490.00	7,329,000
S M C	100	55,010.00	5,501,000
新川	4,100	1,329.00	5,448,900
小松製作所	1,000	4,322.00	4,322,000
T O W A	1,300	2,331.00	3,030,300
T H K	700	4,740.00	3,318,000
スター精密	1,300	2,295.00	2,983,500
三菱電機	2,900	2,109.00	6,116,100
日本電産	600	18,210.00	10,926,000
ダイヘン	2,000	1,099.00	2,198,000
セイコーエプソン	1,700	2,762.00	4,695,400
ソニー	1,300	5,732.00	7,451,600
ホシデン	3,300	1,848.00	6,098,400
キーエンス	100	72,320.00	7,232,000
O B A R A G R O U P	400	8,160.00	3,264,000
コーセル	2,700	1,930.00	5,211,000
スタンレー電気	1,000	4,640.00	4,640,000
ファナック	200	31,900.00	6,380,000
ローム	300	12,960.00	3,888,000
キヤノン	2,200	4,369.00	9,611,800
東京エレクトロン	200	22,925.00	4,585,000
デンソー	800	7,166.00	5,732,800
トヨタ自動車	2,400	7,740.00	18,576,000
三菱自動車工業	4,200	899.00	3,775,800
本田技研工業	2,700	4,052.00	10,940,400
スズキ	1,000	6,590.00	6,590,000
テイ・エス テック	800	4,930.00	3,944,000
テルモ	700	5,630.00	3,941,000
タカラトミー	2,400	1,701.00	4,082,400
N I S S H A	900	3,125.00	2,812,500
任天堂	200	49,590.00	9,918,000
コクヨ	700	2,126.00	1,488,200
東武鉄道	1,000	3,845.00	3,845,000
西武ホールディングス	2,400	2,221.00	5,330,400
福山通運	900	4,190.00	3,771,000
日本郵船	2,200	2,905.00	6,391,000
伊藤忠テクノソリューションズ	800	5,040.00	4,032,000
日本電信電話	1,800	5,257.00	9,462,600
ソフトバンクグループ	1,100	9,458.00	10,403,800
双日	10,500	363.00	3,811,500
伊藤忠商事	2,600	2,223.00	5,779,800

住友商事	3,700	1,947.00	7,203,900
三菱商事	2,200	3,179.00	6,993,800
日鉄住金物産	800	6,570.00	5,256,000
ドンキホーテホールディングス	700	6,290.00	4,403,000
ユニテッドアローズ	800	4,700.00	3,760,000
丸井グループ	1,000	2,058.00	2,058,000
ケーズホールディングス	2,100	3,140.00	6,594,000
ファーストリテイリング	200	50,850.00	10,170,000
めぶきフィナンシャルグループ	4,900	513.00	2,513,700
コンコルディア・フィナンシャルグループ	7,700	688.00	5,297,600
三菱UFJフィナンシャル・グループ	28,500	886.80	25,273,800
千葉銀行	5,000	989.00	4,945,000
ふくおかフィナンシャルグループ	7,000	672.00	4,704,000
みずほフィナンシャルグループ	32,300	217.30	7,018,790
ジャフコ	300	7,140.00	2,142,000
野村ホールディングス	5,800	748.10	4,338,980
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,900	830.00	2,407,000
スパークス・グループ	16,300	388.00	6,324,400
第一生命ホールディングス	4,900	2,460.50	12,056,450
東京海上ホールディングス	1,300	5,369.00	6,979,700
オリックス	3,600	2,210.00	7,956,000
オープンハウス	900	6,790.00	6,111,000
東急不動産ホールディングス	2,400	887.00	2,128,800
住友不動産	2,000	4,288.00	8,576,000
レオパレス21	4,800	854.00	4,099,200
アウトソーシング	1,200	2,156.00	2,587,200
オリエンタルランド	500	11,005.00	5,502,500
リゾートトラスト	1,000	2,631.00	2,631,000
リクルートホールディングス	700	2,789.00	1,952,300
ベルシステム24ホールディングス	3,000	1,501.00	4,503,000
日本円 小計	276,000		546,280,920
米ドル			
CHEVRON CORPORATION	5,719	132.56	758,110.64
EOG RESOURCES INC	3,089	116.82	360,856.98
MARATHON PETROLEUM CORPORATION	4,273	73.16	312,612.68
SCHLUMBERGER LTD	5,634	79.79	449,536.86
AVERY DENNISON CORP	1,825	120.73	220,332.25
DOWDUPONT INC	6,943	76.18	528,917.74
MARTIN MARIETTA MATERIALS	1,349	226.71	305,831.79
DANAHER CORP	3,072	99.97	307,107.84
EATON CORP PLC	3,195	84.36	269,530.20
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	834	329.00	274,386.00
PACCAR INC	4,573	77.64	355,047.72

RAYTHEON COMPANY	1,505	196.37	295,536.85
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,879	203.93	383,184.47
STANLEY BLACK & DECKER INC	2,725	175.23	477,501.75
XYLEM INC	2,988	72.65	217,078.20
UNION PACIFIC CORP	3,279	141.97	465,519.63
GENERAL MOTORS CO	6,098	43.29	263,982.42
HANESBRANDS INC	9,188	23.00	211,324.00
MOHAWK INDUSTRIES INC	1,012	279.56	282,914.72
BRUNSWICK CORP	4,481	58.26	261,063.06
CARNIVAL CORP	4,861	68.86	334,728.46
THE WALT DISNEY CO.	2,603	111.10	289,193.30
AMAZON.COM INC	619	1,327.31	821,604.89
LOWE'S COMPANIES INC	3,179	107.11	340,502.69
ULTA BEAUTY INC	1,011	235.01	237,595.11
COSTCO WHOLESALE CORP	2,207	194.38	428,996.66
COCA-COLA CO/THE	9,283	47.38	439,828.54
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	3,958	99.13	392,356.54
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.	3,782	108.81	411,519.42
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,702	134.87	229,548.74
BOSTON SCIENTIFIC CORP	14,665	27.71	406,367.15
COOPER COMPANIES INC (THE)	675	241.31	162,884.25
UNITEDHEALTH GROUP INC	3,141	243.56	765,021.96
ABBVIE INC	4,607	106.49	490,599.43
CELGENE CORP	1,787	102.91	183,900.17
JOHNSON & JOHNSON	5,104	148.14	756,106.56
PFIZER INC	8,183	36.93	302,198.19
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	2,050	215.32	441,406.00
BANK OF AMERICA CORP	23,539	31.94	751,835.66
BB & T CORPORATION	8,150	54.88	447,272.00
FIRST REPUBLIC BANK/CA	3,139	89.88	282,133.32
JPMORGAN CHASE & CO	6,222	114.33	711,361.26
AMERICAN EXPRESS COMPANY	3,978	98.32	391,116.96
CME GROUP INC.	2,556	155.45	397,330.20
MORGAN STANLEY	7,315	57.36	419,588.40
MARSH & MCLENNAN COS	4,694	82.71	388,240.74
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	1,883	163.32	307,531.56
ADOBE SYSTEMS INC	1,982	197.84	392,118.88
ALPHABET INC-CL A	960	1,164.16	1,117,593.60
ELECTRONIC ARTS INC	2,698	117.99	318,337.02
FACEBOOK INC-A	3,608	185.37	668,814.96
SYNOPSYS INC	4,340	92.96	403,446.40
VMWARE INC	3,137	136.69	428,796.53

	APPLE INC	6,385	177.00	1,130,145.00
	LITTELFUSE INC	1,306	220.23	287,620.38
	TERADYNE INC	5,079	47.77	242,623.83
	T-MOBILE US INC	4,254	63.94	272,000.76
	AMERICAN ELECTRIC POWER	6,169	68.13	420,293.97
	CMS ENERGY CORPORATION	6,757	44.16	298,389.12
	BROADCOM LTD	2,201	262.11	576,904.11
	ENTEGRIS INC	6,876	34.57	237,737.70
	INTEL CORP	13,726	45.75	627,964.50
	XILINX INC	3,094	75.44	233,411.36
	米ドル 小計	281,126		26,187,342.08 (2,906,271,224)
カナダドル	AGNICO EAGLE MINES LIMITED	6,410	57.15	366,331.50
	RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	3,770	76.24	287,424.80
	カナダドル 小計	10,180		653,756.30 (58,282,374)
ユーロ	TOTAL SA	6,186	47.90	296,340.33
	CRH PLC	7,544	30.93	233,335.92
	ACS ACTIVIDADES CONS Y S-RTS-NEW	4,782	0.44	2,113.64
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	4,782	33.53	160,340.46
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	4,147	48.08	199,408.49
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	4,658	75.78	352,983.24
	VALEO SA	3,895	65.32	254,421.40
	VOLKSWAGEN AG PFD	1,079	188.50	203,391.50
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	1,047	243.00	254,421.00
	YOOX NET-A-PORTER GROUP	4,323	37.56	162,371.88
	KERRY GROUP PLC-A	2,191	88.20	193,246.20
	RECORDATI SPA	4,156	38.42	159,673.52
	SANOFI	2,273	70.83	160,996.59
	INTESA SANPAOLO	67,265	3.12	210,270.39
	SOCIETE GENERALE	4,687	46.00	215,602.00
	ING GROEP NV-CVA	23,547	16.66	392,434.30
	ORANGE S.A.	10,320	14.76	152,374.80
	VIVENDI SA	8,146	23.95	195,096.70
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	7,368	21.24	156,496.32
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	12,256	24.99	306,277.44
	ユーロ 小計	184,652		4,261,596.12 (580,173,695)
英ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	8,904	25.70	228,832.80
	DS SMITH PLC	49,192	5.01	246,648.68
	GLENCORE PLC	39,489	4.02	158,903.73
	RIO TINTO PLC	4,129	39.99	165,118.71

	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	2,467	57.05	140,742.35	
	WEIR GROUP PLC/THE	10,059	21.60	217,274.40	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	3,473	50.42	175,108.66	
	DIAGEO PLC	7,805	25.92	202,305.60	
	AVIVA PLC	46,050	5.30	244,249.20	
	VODAFONE GROUP PLC	68,387	2.27	155,477.84	
	英債券 小計	239,955		1,934,661.97	(300,375,617)
スイスフラン	LONZA GROUP AG-REG	980	271.00	265,580.00	
	NOVARTIS AG-REG SHS	3,982	83.46	332,337.72	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	313	728.50	228,020.50	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	773	317.80	245,659.40	
	スイスフラン 小計	6,048		1,071,597.62	(123,705,229)
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	11,387	179.40	2,042,827.80	
	SWEDBANK AB - A SHARES	7,771	202.90	1,576,735.90	
	HEXAGON AB-B SHS	5,288	471.10	2,491,176.80	
	スウェーデンクローナ 小計	24,446		6,110,740.50	(84,572,648)
ノルウェークローネ	ORKLA ASA	25,418	81.86	2,080,717.48	
	ノルウェークローネ 小計	25,418		2,080,717.48	(29,379,730)
オーストラリアドル	ORIGIN ENERGY LIMITED	33,580	9.01	302,555.80	
	AMCOR LIMITED	15,216	14.60	222,153.60	
	BHP BILLITON LTD	11,026	30.78	339,380.28	
	MACQUARIE GROUP LTD	1,731	101.61	175,886.91	
	オーストラリアドル 小計	61,553		1,039,976.59	(92,547,516)
香港ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	44,500	41.30	1,837,850.00	
	AIA GROUP LTD	29,000	66.20	1,919,800.00	
	香港ドル 小計	73,500		3,757,650.00	(53,321,053)
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	35,500	8.29	294,295.00	
	シンガポールドル 小計	35,500		294,295.00	(24,776,696)
	合 計	1,218,378		4,799,686,702	(4,253,405,782)

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建保有証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 63銘柄	59.4%	68.3%

カナダドル	株式	2銘柄	1.2%	1.4%
ユーロ	株式	20銘柄	11.9%	13.6%
英ポンド	株式	10銘柄	6.1%	7.1%
スイスフラン	株式	4銘柄	2.5%	2.9%
スウェーデンクローナ	株式	3銘柄	1.7%	2.0%
ノルウェークローネ	株式	1銘柄	0.6%	0.7%
オーストラリアドル	株式	4銘柄	1.9%	2.2%
香港ドル	株式	2銘柄	1.1%	1.3%
シンガポールドル	株式	1銘柄	0.5%	0.6%

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期中間計算期間(平成30年 1月24日から平成30年 7月23日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第19期中間計算期間 （平成30年 7月23日現在）	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	28,425,090
コール・ローン	9,667,806
親投資信託受益証券	2,007,456,517
派生商品評価勘定	898,860
未収入金	3,810,101
流動資産合計	2,050,258,374
資産合計	2,050,258,374
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,099,269
未払解約金	4,489,519
未払受託者報酬	1,031,150
未払委託者報酬	14,436,090
未払利息	28
その他未払費用	480,973
流動負債合計	28,537,029
負債合計	28,537,029
純資産の部	
元本等	
元本	1,710,522,583
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	311,198,762
元本等合計	2,021,721,345
純資産合計	2,021,721,345
負債純資産合計	2,050,258,374

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期中間計算期間 自 平成30年 1月24日 至 平成30年 7月23日
営業収益	
有価証券売買等損益	43,466,075
為替差損益	3,029,085
営業収益合計	40,436,990
営業費用	
支払利息	5,884
受託者報酬	1,031,150
委託者報酬	14,436,090
その他費用	484,977
営業費用合計	15,958,101
営業利益又は営業損失（ ）	56,395,091
経常利益又は経常損失（ ）	56,395,091
中間純利益又は中間純損失（ ）	56,395,091
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	4,814,222
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	352,359,783
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,031,911
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,031,911
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,612,063
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,612,063
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	311,198,762

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第19期中間計算期間 自 平成30年 1月24日 至 平成30年 7月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期中間計算期間 (平成30年 7月23日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,710,522,583口
2. 1単位当たり純資産の額	<p>1口当たり純資産額 1.1819円</p> <p>(10,000口当たりの純資産額 11,819円)</p>

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期中間計算期間 (平成30年 7月23日現在)	
	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(デリバティブ取引に関する注記)

第19期中間計算期間（平成30年 7月23日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,798,316,081	-	1,805,516,490	7,200,409
	米ドル	1,367,038,992	-	1,374,310,080	7,271,088
	ユーロ	276,559,229	-	277,387,410	828,181
	英ポンド	154,717,860	-	153,819,000	898,860
	合計	1,798,316,081	-	1,805,516,490	7,200,409

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価していません。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項 目	第19期中間計算期間 (平成30年 7月23日現在)
期首元本額	1,623,346,106円
期中追加設定元本額	178,348,579円
期中一部解約元本額	91,172,102円

【三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第19期中間計算期間 （平成30年 7月23日現在）	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	34,749,304
コール・ローン	11,818,767
親投資信託受益証券	2,962,010,486
未収入金	6,080,596
流動資産合計	3,014,659,153
資産合計	3,014,659,153
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,125,951
未払受託者報酬	1,516,906
未払委託者報酬	21,236,647
未払利息	34
その他未払費用	127,375
流動負債合計	29,006,913
負債合計	29,006,913
純資産の部	
元本等	
元本	1,891,750,459
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,093,901,781
元本等合計	2,985,652,240
純資産合計	2,985,652,240
負債純資産合計	3,014,659,153

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期中間計算期間 自 平成30年 1月24日 至 平成30年 7月23日
営業収益	
有価証券売買等損益	69,058,145
営業収益合計	69,058,145
営業費用	
支払利息	6,092
受託者報酬	1,516,906
委託者報酬	21,236,647
その他費用	131,661
営業費用合計	22,891,306
営業利益又は営業損失（ ）	91,949,451
経常利益又は経常損失（ ）	91,949,451
中間純利益又は中間純損失（ ）	91,949,451
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,415,237
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,143,681,442
剰余金増加額又は欠損金減少額	86,229,185
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	86,229,185
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,474,632
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,474,632
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,093,901,781

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第19期中間計算期間 自 平成30年 1月24日 至 平成30年 7月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期中間計算期間 (平成30年 7月23日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,891,750,459口
2. 1単位当たり純資産の額	1.5782円
	(10,000口当たりの純資産額 15,782円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第19期中間計算期間 (平成30年 7月23日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第19期中間計算期間 (平成30年 7月23日現在)
期首元本額	1,814,286,446円
期中追加設定元本額	161,175,678円
期中一部解約元本額	83,711,665円

（参考）

「三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）」、「三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）」は、「グローバル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

グローバル株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成30年 7月23日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	21,898,840
金銭信託	44,049,575
コール・ローン	14,981,930
株式	4,905,184,560

(平成30年 7月23日現在)

未収入金	35,314,645
未収配当金	3,469,373
流動資産合計	5,024,898,923
資産合計	5,024,898,923
負債の部	
流動負債	
未払金	45,455,561
未払解約金	9,890,697
未払利息	43
その他未払費用	953
流動負債合計	55,347,254
負債合計	55,347,254
純資産の部	
元本等	
元本	2,357,208,521
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,612,343,148
元本等合計	4,969,551,669
純資産合計	4,969,551,669
負債純資産合計	5,024,898,923

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成30年 1月24日 至平成30年 7月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
	外貨建資産等の会計処理

項目	自 平成30年 1月24日 至 平成30年 7月23日
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年 7月23日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		2,357,208,521口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	2,1082円
	(10,000口当たりの純資産額)	21,082円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 7月23日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(平成30年 7月23日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,263,227,904円
同期中における追加設定元本額	189,079,729円
同期中における一部解約元本額	95,099,112円

(平成30年 7月23日現在)	
平成30年 7月23日現在における元本の内訳	
三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース(為替ヘッジあり)	952,213,508円
三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース(為替ヘッジなし)	1,404,995,013円
合計	2,357,208,521円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）

2018年 8月31日現在

資産総額	2,080,020,573円
負債総額	13,889,837円
純資産総額（ - ）	2,066,130,736円
発行済口数	1,731,322,940口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1934円
（1万口当たり純資産額）	（11,934円）

三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）

2018年 8月31日現在

資産総額	3,054,094,872円
負債総額	5,538,988円
純資産総額（ - ）	3,048,555,884円
発行済口数	1,910,768,600口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5955円
（1万口当たり純資産額）	（15,955円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a . 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b . 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受

益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2018年8月31日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

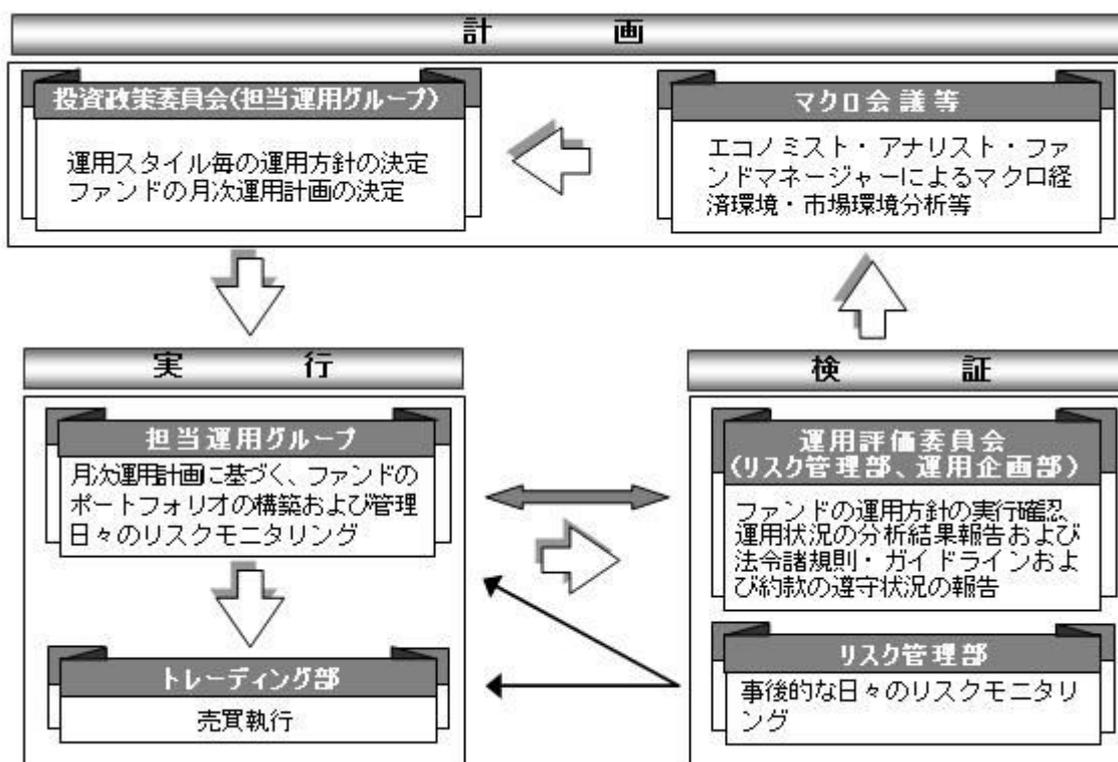
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2018年8月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（2018年8月31日現在）

		本数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	91 (44)	396,177 (315,284)
	追加型	463 (196)	5,884,172 (2,767,788)
	計	554 (240)	6,280,349 (3,083,072)
公社債投資信託	単位型	109 (109)	309,136 (309,136)
	追加型	1 (0)	30,035 (0)
	計	110 (109)	339,170 (309,136)
合計		664 (349)	6,619,519 (3,392,208)

()内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,279,384	20,873,870
顧客分別金信託	20,008	20,010
前払費用	351,526	402,249
未収入金	40,544	39,030
未収委託者報酬	5,511,715	6,332,203
未収運用受託報酬	1,297,104	1,725,215
未収投資助言報酬	343,523	316,407
未収収益	20,789	50,321

繰延税金資産	482,535	715,988
その他の流動資産	5,560	10,891
流動資産合計	21,352,691	30,486,188
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	198,767	185,371
器具備品	261,096	300,694
有形固定資産合計	459,864	486,065
無形固定資産		
ソフトウェア	493,806	409,765
ソフトウェア仮勘定	141,025	5,755
電話加入権	68	56
商標権	3	-
無形固定資産合計	634,903	415,576
投資その他の資産		
投資有価証券	12,098,372	10,616,594
関係会社株式	10,412,523	10,412,523
長期差入保証金	677,681	658,505
長期前払費用	61,282	69,423
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	871,577	678,459
投資その他の資産合計	24,129,257	22,443,325
固定資産合計	25,224,025	23,344,968
資産合計	46,576,717	53,831,157

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	304	84
その他の預り金	80,380	92,326
未払金		
未払収益分配金	655	649
未払償還金	140,124	137,522
未払手数料	2,424,318	2,783,763
その他未払金	52,903	236,739
未払費用	2,564,625	3,433,641
未払消費税等	160,571	547,706
未払法人税等	661,467	1,785,341
賞与引当金	1,001,068	1,507,256
その他の流動負債	445	1,408
流動負債合計	7,086,864	10,526,438
固定負債		
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830
賞与引当金	40,167	99,721
その他の固定負債	2,174	3,363
固定負債合計	3,219,473	3,422,915
負債合計	10,306,337	13,949,354

純資産の部
株主資本

資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	23,493,074	26,561,078
利益剰余金合計	25,314,279	28,382,283
株主資本計	35,943,263	39,011,267
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	327,116	870,535
評価・換算差額等合計	327,116	870,535
純資産合計	36,270,379	39,881,802
負債・純資産合計	46,576,717	53,831,157

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	31,628,014	36,538,981
運用受託報酬	5,649,190	8,362,118
投資助言報酬	1,726,511	1,440,233
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	5,000
サービス支援手数料	61,268	128,324
その他	54,261	55,820
営業収益計	39,124,246	46,530,479
営業費用		
支払手数料	14,908,517	16,961,384
広告宣伝費	366,227	353,971
公告費	1,140	1,140
調査費		
調査費	1,325,978	1,654,233
委託調査費	4,343,104	5,972,473
営業雑経費		
通信費	46,030	40,066
印刷費	338,254	339,048
協会費	21,669	-
諸会費	20,054	45,465
情報機器関連費	2,516,497	2,582,734
販売促進費	24,896	34,333
その他	149,177	136,669
営業費用合計	24,061,549	28,121,520
一般管理費		

給料			
役員報酬		225,885	196,529
給料・手当		6,121,741	6,190,716
賞与		610,533	601,375
賞与引当金繰入額		989,925	1,566,810
交際費		23,136	25,709
事務委託費		317,928	256,413
旅費交通費		229,248	220,569
租税公課		268,527	282,036
不動産賃借料		622,662	654,286
退職給付費用		423,954	419,884
固定資産減価償却費		384,068	329,756
諸経費		335,840	285,490
一般管理費合計		10,553,451	11,029,580
営業利益		4,509,246	7,379,378
営業外収益			
受取配当金	1	106,651	51,335
受取利息	1	745	520
時効成立分配金・償還金		1,721	2,622
原稿・講演料		1,474	894
雑収入		12,592	10,669
営業外収益合計		123,184	66,042
営業外費用			
為替差損		9,737	5,125
雑損失		1,084	913
営業外費用合計		10,821	6,038
経常利益		4,621,608	7,439,383
特別利益			
投資有価証券償還益		353,462	61,842
投資有価証券売却益		2,579	30,980
特別利益合計		356,041	92,822
特別損失			
固定資産除却損	2	8,157	354,695
投資有価証券償還損		43,644	141,666
投資有価証券売却損		15,012	9,634
ゴルフ会員権売却損		3,894	-
事務所移転費用		21,175	-
特別損失合計		91,884	505,996
税引前当期純利益		4,885,765	7,026,209
法人税、住民税及び事業税		1,391,996	2,350,891
法人税等調整額		25,454	280,166
法人税等合計		1,366,541	2,070,725
当期純利益		3,519,223	4,955,483

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本	
	資本剰余金	利益剰余金

	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当期変動額									
剰余金の配当							2,010,960	2,010,960	2,010,960
当期純利益							3,519,223	3,519,223	3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,508,263	1,508,263	1,508,263
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当期変動額			
剰余金の配当			2,010,960
当期純利益			3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	190,658	190,658	190,658
当期変動額合計	190,658	190,658	1,317,604
当期末残高	327,116	327,116	36,270,379

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263
当期変動額									
剰余金の配当							1,887,480	1,887,480	1,887,480
当期純利益							4,955,483	4,955,483	4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,068,003	3,068,003	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額			
剰余金の配当			1,887,480
当期純利益			4,955,483

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	870,535	870,535	39,881,802

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	291,976千円	312,784千円
器具備品	651,918千円	768,929千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	256,031千円	204,923千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
受取配当金	106,640千円	-千円
受取利息	18千円	-千円

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	6,952千円	-千円
器具備品	1,204千円	0千円
ソフトウェア	-千円	9,000千円
ソフトウェア仮勘定	-千円	345,695千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成29年6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
1年以内	626,698	208,187
1年超	191,491	42,916
合計	818,190	251,104

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない

運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取り締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,279,384	13,279,384	-
(2)顧客分別金信託	20,008	20,008	-
(3)未収委託者報酬	5,511,715	5,511,715	-
(4)未収運用受託報酬	1,297,104	1,297,104	-
(5)未収投資助言報酬	343,523	343,523	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	12,098,074	12,098,074	-
(7)長期差入保証金	677,681	677,681	-
資産計	33,227,492	33,227,492	-

(1)顧客からの預り金	304	304	-
(2)未払手数料	2,424,318	2,424,318	-
負債計	2,424,622	2,424,622	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	-
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	-
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,616,296	10,616,296	-
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	-
資産計	40,542,507	40,542,507	-
(1)顧客からの預り金	84	84	-
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	-
負債計	2,783,847	2,783,847	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,412,523
合計	10,412,523	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,279,384	-	-	-
顧客分別金信託	20,008	-	-	-
未収委託者報酬	5,511,715	-	-	-
未収運用受託報酬	1,297,104	-	-	-
未収投資助言報酬	343,523	-	-	-
長期差入保証金	31,201	646,480	-	-
合計	20,482,937	646,480	-	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	-	-	-
顧客分別金信託	20,010	-	-	-
未収委託者報酬	6,332,203	-	-	-
未収運用受託報酬	1,725,215	-	-	-
未収投資助言報酬	316,407	-	-	-
長期差入保証金	602,360	56,144	-	-
合計	29,870,067	56,144	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,921,829	4,267,927	653,902
小計	4,921,829	4,267,927	653,902
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,176,244	7,358,662	182,417
小計	7,176,244	7,358,662	182,417
合計	12,098,074	11,626,589	471,485

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	65,701
小計	3,249,626	3,315,328	65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
228,204	2,579	15,012

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,028,212	3,177,131
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の発生額	15,494	51,212
退職給付の支払額	116,111	94,727
退職給付債務の期末残高	3,177,131	3,319,830

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,177,131	3,319,830
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の費用処理額	15,494	51,212
その他	158,924	182,458
確定給付制度に係る退職給付費用	423,954	419,884

(注)その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
割引率	0.092%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度137,310千円、当事業年度147,195千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	308,929	461,521
調査費	79,381	90,509
未払金	45,745	59,821
未払事業税	46,406	102,103
その他	2,071	2,032
繰延税金資産合計	482,535	715,988
固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金	972,837	1,016,532
ソフトウェア償却	18,718	11,289
賞与引当金	12,299	30,534
投資有価証券評価損	95	95
その他	14,592	6,805
繰延税金資産小計	1,018,544	1,065,256
評価性引当額	2,597	2,597
繰延税金資産合計	1,015,946	1,062,659
繰延税金負債		

その他有価証券評価差額金	144,368	384,200
繰延税金負債合計	144,368	384,200
繰延税金資産の純額	1,354,113	1,394,447

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.1	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.8	-
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	2.2	1.9
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9	29.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,628,014	5,649,190	1,726,511	120,529	39,124,246

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SumitomoMitsui AssetManagement (HongKong)Limited	Hong Kong	5,000,000 (ホンコン ドル)	投資運 用業	% (所有) 直接100	投信の助 言業務 役員の 兼任	剰余金 の配当	106,640	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(2)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,737,677	未払 手数料	489,567
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託	委託販売 手数料	5,485,934	未払 手数料	862,697

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。
3. ㈱三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。
4. SMBC日興証券㈱の属性が、平成28年10月1日付けで、「その他の関係会社の子会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,761,066	未払 手数料	429,436
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,685,815	未払 手数料	953,752

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1株当たり純資産額	2,056,143.98円	2,260,873.18円
1株当たり当期純利益金額	199,502.47円	280,923.11円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	3,519,223	4,955,483
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	3,519,223	4,955,483
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友DSアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

- 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
 (ロ) 資本金の額 342,037百万円(2018年3月末現在)
 (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円(2018年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
株式会社足利銀行	135,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948百万円	
株式会社南都銀行	37,924百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
住友生命保険相互会社	639,000百万円	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

資本金の額は、2018年3月末現在。

住友生命保険相互会社の資本金の額の箇所には、基金および基金償却積立金の合計額を記載しております。

- (注1) 株式会社足利銀行および株式会社三井住友銀行は、三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース(為替ヘッジあり)のみの取扱いとなっております。
- (注2) 株式会社伊予銀行、株式会社南都銀行、株式会社北海道銀行、株式会社みずほ銀行および三井住友信託銀行株式会社は、三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース(為替ヘッジなし)のみの取扱いとなっております。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である住友生命保険相互会社は、委託会社株式を3,528株（持株比率20.0%）保有していません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙等にロゴ・マーク、写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマーク、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。
- 2．目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 3．目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- 4．目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 5．有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
- 6．目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。
- 7．評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 8．有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。このため、有価証券届出書に他のファンドの情報を合わせて記載することがあります。
- 9．当ファンドとスイッチング対象ファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤陽一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月11日付で会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主が、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月27日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）の平成29年1月24日から平成30年1月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）の平成30年1月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月27日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）の平成29年1月24日から平成30年1月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）の平成30年1月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年8月28日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）の平成30年1月24日から平成30年7月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・グローバル株式年金ファンドAコース（為替ヘッジあり）の平成30年7月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年1月24日から平成30年7月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年8月28日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）の平成30年1月24日から平成30年7月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・グローバル株式年金ファンドBコース（為替ヘッジなし）の平成30年7月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年1月24日から平成30年7月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。